

目 次

- 第 1 屋内消火栓設備
- 第 2 スプリンクラー設備
- 第 3 水噴霧消火設備
- 第 4 泡消火設備
- 第 5 不活性ガス消火設備
- 第 6 ハロゲン化物消火設備
- 第 7 粉末消火設備
- 第 8 屋外消火栓設備
- 第 9 動力消防ポンプ設備
- 第 10 自動火災報知設備
- 第 11 ガス漏れ火災警報設備
- 第 12 漏電火災警報器
- 第 13 消防機関へ通報する火災報知設備
- 第 14 非常警報設備
- 第 15 避難器具
- 第 16 誘導灯及び誘導標識
- 第 17 消防用水
- 第 18 排煙設備
- 第 19 連結散水設備
- 第 20 連結送水管
- 第 21 非常コンセント設備
- 第 22 採水口
- 第 23 非常電源
- 第 24 フード等用簡易自動消火装置の性能及び設置基準

用語例

- 1 令とは、消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）をいう。
- 2 規則とは、消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）をいう。
- 3 条例とは、岡崎市火災予防条例（昭和 37 年条例第 20 号）をいう。
- 4 建基法とは、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）をいう。
- 5 建基令とは、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）をいう。
- 6 主要構造部とは、建基法第 2 条第 5 号に規定する主要構造部をいう。
- 7 防火戸とは、建基法第 2 条第 9 号の 2 口に規定する防火設備であるものをいう。
- 8 特定防火設備である防火戸とは、建基令第 112 条第 1 項に規定するものをいう。
- 9 不燃材料とは、建基法第 2 条第 9 号に規定する不燃材料をいう。
- 10 準不燃材料とは、建基令第 1 条第 5 号に規定する準不燃材料をいう。
- 11 難燃材料とは、建基令第 1 条第 6 号に規定する難燃材料をいう。
- 12 認定品とは、規則第 31 条の 4 第 2 項に規定する登録認定機関が認定を行った消防用設備等又はこれらの部分である機械器具をいう。